平成３０年（フ）第４号
長野市安茂里小市３丁目13番１―405号
債務者　竹原　裕尋
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
長野県上田市中之条666番地２　ジュエル・エス102号
債務者　清水　玲奈
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第９号
長野県上田市下之郷393番地１　リバーハイツＡ202号、前住所長野県上田市小泉1041番地グレイスコーワＡ104号
債務者　荒井紀美子（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５２２号
兵庫県姫路市岡田69番地１　レオパレスサンライズ204号室
債務者　小島信一郎
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県姫路市広畑区才765番地　クルールアヴニール203
債務者　萩原　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３３号
兵庫県加古川市八幡町宗佐473番地の１
債務者　宮野　孝広
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７３号
奈良市南京終町７丁目595番地の17　シャルマンクロベⅢ107号
債務者　村上　時夫（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３７５号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺１丁目５番７号
債務者　髙橋　伸吾
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３９５号
奈良県生駒郡三郷町東信貴ケ丘３丁目３番25号
債務者　神山　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３９７号
奈良県桜井市大字辻67番地　11―306
債務者　福辻　栄三
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４６号
鳥取県米子市河岡241番地４
債務者　杉本　理沙
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９６５号
広島市西区己斐本町３丁目11番15―301号
債務者　石井　貴也
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１８号
広島県大竹市御園２丁目10番28号　松中住宅１号
債務者　大島　　功
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８号
広島市安佐南区西原７丁目８番14―103号
債務者　飯田　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水81番地２
債務者　室屋　兼治
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第４０３号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地328
債務者　金江　広介
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４２２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮城123番地
債務者　田場　満夫
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部